

令和8年度滋賀県障害福祉サービス等情報公表実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象サービス等の種類)

第2条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等（以下、「対象サービス等」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助および指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援および指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型障害児通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援および指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設および指定医療型障害児入所施設

(基準日)

第3条 この要綱で定める基準日は、令和8年4月1日とする。

(実施期間)

第4条 この要綱で定める情報公表事務の実施期間は、第3条に定める基準日から1年間とする。

(報告の対象となる事業者)

第5条 報告の対象となる事業者は、基準日より前において障害者総合支援法第76条の3

第1項および児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象サービス等について指定を受けている事業者とする。ただし、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。

- 2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、当該指定を受けたときに報告の対象となる。

(報告の内容)

第6条 基準日より前に対象サービス等を提供した実績を有する事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8および児童福祉法施行規則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報および別添2運用情報ならびに別添3経営情報を報告する。なお、報告すべき対象サービス等事業の収益および費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係については、別添4を参照することとする。

- 2 基準日より前に対象サービスの提供実績がない事業者または基準日以降に対象サービス等の提供を開始する事業所については、別添1基本情報を報告する。

(報告の方法)

第7条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）」を通じて知事に報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等により報告することができる。

(報告の開始日)

第8条 報告の開始日は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者については、令和8年5月1日とする。

- 2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告の開始日は、当該対象サービス等の指定を受けた日とする。
- 3 経営情報の報告については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の6および児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定に基づき、対象サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

(報告の期限および公表の時期)

第9条 報告の期限および公表の時期（以下「報告の期限等」という。）は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者については、令和8年7月31日とする。

- 2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告の期限等は、当該対象サービス等の指定を受けた日から1か月以内とする。

- 3 経営情報の報告については、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 7 および児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の 3 の規定に基づき、対象サービス等事業者の毎会計年度終了後、3 か月以内とする。

(情報の更新)

第 10 条 法人および事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページの URL およびメールアドレスについて、修正または変更のあったときは、その都度報告を行うこととする。

- 2 前項に掲げる事項以外の事項について、修正または変更のあった場合には、事業者は速やかに情報の報告を行うこととする。

(命令を受けた事業者の取扱い)

第 11 条 事業者は、知事から、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項および児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定により、対象サービス等情報の報告を行うこと、もしくは当該報告の内容を是正すること、または調査を受けることを命じられたときは、その命令に従わなければならない。

(苦情等の対応)

第 12 条 公表されている情報に関して利用者等からの苦情等に対応する窓口は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課事業所指導・人材確保係とする。

電話番号 077-528-3544

Fax 番号 077-528-4853

メールアドレス ec0007@pref.shiga.lg.jp

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。